

災害時における建設機械等の供給に関する協定書



吉野川市

徳島県クレーン協同組合

災害時における建設機械等の供給に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と徳島県クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における建設機械及び運転士（以下「機械等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において迅速な機械等の供給を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項を示して乙に機械等の供給を要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 供給の場所とその内容
- (3) その他必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、別紙要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時等応援協力要請書を乙に送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は第3条の規定による甲からの要請を受け、機械等の提供を実施した場合は、甲に対し、速やかに別紙報告書（様式2）を提出するものとする。

（応援態勢の確保）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ連絡窓口を定める。なお、連絡窓口に変更があった場合には、その都度相手方に文書で通知する。
2 乙は災害時に応援を速やかに実施できる体制を平時から確保するものとし、乙は乙の会員名簿及び保有機械一覧を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による供給に関する費用は甲が負担するものとする。
2 供給に関する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定

めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 建設機械等の提供等の期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両保険等が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。
- (3) この協定に基づき、乙の会員が実施する業務に従事した者が本業務において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または心身に障害がある状態となった場合の災害補償については、原則として乙の会員の責任において行うものとする。

(車両保険等の扱い)

第10条 乙は、建設機械等の提供等にあたり、乙の負担により自賠責保険、任意保険及び損害保険等に加入するものとし、甲は提供等の期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際し、かかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲乙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。